

平成 29 年 3 月 22 日

第 3 回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 3 号

平成 29 年 第 3 回 定例会

日時：平成 29 年 3 月 22 日（水）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」

教 育 長	南 新 平
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	久 住 智 治
教育総務課長	山 崎 克 己
学 務 課 長	竹 田 弘 一
教育推進部副参事	川 西 宏 幸
教育指導課長	植 村 洋 司
児童青少年課長	矢 島 孝 幸
教育センター所長	安 藤 彰 啓
真砂中央図書館長	齋 藤 勝 美

「書記」

庶 務 係 長	木 内 実三男
庶 務 係 主 査	大 川 育 子

平成 2 9 年

## 第 3 回教育委員会定例会

平成 2 9 年 3 月 2 2 日 (水) 午後 2 時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 坪井節子委員

### 第 1 議事録の承認

議事録第 2 号 (平成 2 9 年第 2 回定例会)

### 第 2 議案の審議

第 1 0 号議案 文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

第 1 1 号議案 文京区教育センター処務規則の一部を改正する規則

第 1 2 号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 3 号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 4 号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

### 第 3 報告事項

- (1) 平成 2 9 年 2 月定例議会の審議概要について (資料第 1 号)
- (2) 平成 2 8 年度文京区区政功労表彰受賞者について (資料第 2 号)
- (3) 奨学資金に対する寄付の受領について (口 頭)
- (4) 「学校選択制度」の実施に伴う平成 2 9 年度了知書の回答状況について (資料第 3 号)

### 第 4 その他の事項

「開 会」

○南教育長 それでは、第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

(14:01)

○南教育長 出席状況から確認させていただきます。委員は、田嶋委員が欠席です。理事者は全員出席です。

本日、議題に入ります前に、事務局からご報告がございます。教育推進部長、お願いいたします。

○教育推進部長 それでは、事務局からご報告をさせていただきます。本日まで出席の坪井節子氏におかれましては、3月7日に開催されました区議会本会議におきまして、全会一致で教育委員任命の同意を得、教育委員に再任されたことをご報告申し上げます。任期は平成29年3月10日から平成33年3月9日まででございます。以上でございます。

○南教育長 それでは、坪井委員、一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○坪井委員 第1期4年間あっという間に過ごしてしまったというふうに思います。いろいろな意味で、私自身、足りないところばかりでしたが、現場の皆様との交流の中で、本当に教えていただきながら、少しでも文京区の子どもたちのためにできることがないかと探している4年間だったという気がしますが、もう4年させていただけるということになりましたので、私自身も大変うれしく思っております。またどうぞよろしくをお願いいたします。

「議席の指定」

○南教育長 続きまして、議席の指定です。文京区教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、坪井委員の再任後も、現在お座りいただいている席を委員の議席として定めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

「議事録署名人」

○南教育長 本日の議事録署名人につきましては、坪井委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(はい)

## 第1 議事録の承認

## 議事録第 2 号（平成 29 年第 2 回定例会）

○南教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。第 1、議事録の承認です。議事録第 2 号(平成 29 年第 2 回定例会)がお手元にあるかと思えます。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

## 第 2 議案の審議

### 第 10 号議案 文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

○南教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は 5 件ございます。

第 10 号議案「文京区教育局処務規則の一部を改正する規則」です。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 10 号議案、文京区教育局処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成 29 年度から文京区学校安全衛生委員会を設置することに伴い、必要な改正を行うものでございます。2 ページをご覧ください。現在、第 7 条の経理教職員係の部、第 9 号において、「文京区学校給食施設安全衛生委員会に関する事」と規定しておりますが、「文京区学校安全衛生委員会に関する事」に改正するものでございます。その他は規定の整備でございます。この条例の施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 文京区学校安全衛生委員会と文京区学校給食施設安全衛生委員会というのは、中身がどのように変わるのでしょうか。

○教育総務課長 もとに規定しておりました学校給食施設安全衛生委員会というのですが、給食調理の業務を、今、区で全て委託にしておりますので、もう既に事実上廃止されていたところでございます。ただ、規則上、落としてなかったもので、今回落とすものです。新たに規定する学校安全衛生委員会というのは、労働安全衛生法に基づきまして、主に教職員の方々を対象に、安全衛生に関する議論をしていこうという場でございます。特に、法律に基づいて、ストレスチェックとか、メンタル面のチェックなども 29 年度からきちんと実施するというところで、この業務に位置づけるものでございます。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第 11 号議案 文京区教育センター処務規則の一部を改正する規則

○南教育長 続きまして、第 11 号議案「文京区教育センター処務規則の一部を改正する規則」です。本件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 11 号議案、文京区教育センター処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成 29 年度の組織改正により、教育センターの総合相談担当を「総合相談係」に変更することに伴う改正でございます。改正内容について、3 ページ目の新旧対照表をご覧ください。第 5 条第 3 号に「総合相談係」を加えるものでございます。その他は規定の整備でございます。この規則の施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 総合相談係を設置する趣旨をご説明ください。

○教育センター所長 教育センターが 27 年 4 月に新たに開設しまして、そのときは係ごとの業務もまだ明確に定まっていなくて、ある程度融通してやっていたのですけれども、もう 2 年たちまして、仕事のほうもはっきりしてきましたので、ここで係ということにさせていただきました。

○教育推進部長 今申し上げたのが主な趣旨なのですが、今年度提案をして、来年度から実施をしますスターティング・ストロング・プロジェクト事業等々で、教育、保育、子育てを含めてですけれども、やはり相談に対する認知度と需要が、この間、非常に高まってきておりますので、担当というよりは、係長のもとで、1 つの組織として機動的に行う。それによって、例えばスターティング・ストロングの事業であれば、さまざまな、例えば乳幼児健診等々の連携ということもありますので、係にしたほうが、そういった横との連携も機動的にとりやすいだろうということもありまして、総合的に機能強化という側面も含めて、係制で対応していきたいと考えております。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 新しい係ができるということで、この新しい係の仕事は、今までどこの係がやっていたかということと、あと、新しく係ができることによって、陣容、職員を増やすわけではないわけですか。ほかの部署の係の人がここに異動するのか、その辺のところを教えてください。

○教育センター所長 こちらの係ですが、今までは総合相談担当という部署が仕事を担っておりました。ですから、係になったことで、そのまま同じ職員が担当します。

あと、今、部長のほうから説明がありましたが、スターティング・ストロングという新たな事業がここの係に入ります。それに伴いまして、新規の常勤の職員が、心理で1人、それ以外に、心理、作業療法士、言語聴覚士、保育士の4人が、非常勤で新たにこの係に入ることになります。

○清水委員 では、これまでの総合相談担当というのは、この組織図にはなかったのですか。

○教育センター所長 総合相談担当という形で組織図にありまして、これを見ていただきますと、旧のところの5条の3に課務担当主査ということで主査がついておりまして、ここに総合相談担当が入っているということになります。

○清水委員 ここには書いてないので、どこにあったのかなと思いました。この人が新たに総合相談係になるわけですね。わかりました。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

## 第12号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○南教育長 続きまして、第12号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第12号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年2月の定例議会で、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

改正点は主に4点あり、1点目は「子」の範囲の拡大について、2点目は育児または要介護者の

介護を行う職員の超過勤務の制限について、3点目は介護休暇の分割取得について、4点目は介護時間の導入についてでございます。

1点目の「子」の範囲の拡大について、関連条項は新旧対照表23ページの第8条第1項などに規定しております。これまで育児を行う職員の深夜勤務については、その制限の対象となる子の範囲は法律上の子のみでしたが、特別養子縁組の監護期間中の子など、法律上の子に準ずる者も対象に加えるものでございます。

2点目の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限について、関連条項は26ページの第8条の2に規定しております。育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限について請求があった場合、職務に支障がある場合を除き、超過勤務時間を月24時間、かつ、年150時間に制限する規定等を追加するものでございます。

3点目の介護休暇の分割取得について、関連条項は29ページの第30条に規定しております。今まで連続する6カ月の期間内で必要があると認められた期間について承認していた指定期間を、新たに通算して6カ月を超えない範囲で最大3回まで取得を可能とするものでございます。また、6カ月の指定期間を経てもなお、介護を必要とする状態が継続している場合には、6カ月を超えない範囲内で、指定期間を延長して指定することができることを規定するものでございます。

4点目の介護時間の導入について、関連条項は33ページの第30条の2となります。要介護者の介護のために、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当である場合の休暇として、連続する3年の範囲内において、介護時間を承認することを規定するものでございます。また、介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め、または終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとするものでございます。

その他の必要項目につきましては、新たな制度施行に当たり、必要な修正を加えるものでございます。なお、本規則の施行期日は、公布の日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○南委員長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○小川委員 今回、随分緩和された方向の数字が出てきているかと思うのですが、こちらの緩和のレベルというか内容は、例えば東京都とか、国とかの決められているような範囲と比べると、こういった位置づけになるのか、教えてください。

○教育指導課長 これは国の法改正に基づいての条例改正、そして今回、規則の一部改正ということですので、国レベルと同じでございます。

○小川委員 特により緩和されているというわけではなく、国と同じということでしょうか。

○教育指導課長 そうでございます。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 実態を伺いたいのですけれども、育児休暇に関してはかなり広がってきていると思うので、おおよそ予測がつくのですが、介護休暇に関する取得をされる方というのはどのくらいいるのでしょうか。あるいは増えてきているのでしょうか。ちょっと実態を教えてください。

○教育指導課長 今回これは幼稚園の教育職員のことですので、幼稚園の教育職員ということで限定すると、現時点ではほとんどいないというか、ここ最近では、実際にはほとんど取得がございません。

○坪井委員 例えば幼稚園に限らず、教育職員というふうになると、もっと介護休暇をとっていらっしゃる方は増えているのですか。

○教育指導課長 ちょっと手元に詳しい数字がございませんけれども、小中学校においては、介護にかかわる事案での休暇であるとか、そういったものの取得の事例はございます。

○南委員長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第13号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

○南教育長 続きまして、第13号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第13号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成28年10月の特別区人事委員会の給与に関する勧告に基づき、勤勉手当の支給月数について必要な改正を行うものでございます。また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、職員の仕事と育児・介護の両立を支援する観点から、勤勉手当の勤務期間における欠勤等日数の取り扱いについて必要な改正を行うものでございます。

勤勉手当の支給月数ですが、平成 28 年第 7 回教育委員会臨時会において議決いただきました幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則により、昨年 12 月の勤勉手当の支給月数を改定したところでございますが、本年以降においては、この改定後、支給月数を 6 月及び 12 月で均等になるよう規定を整備するものでございます。よって、年間支給月数は、平成 28 年度と平成 29 年度において変わりはありません。

また、勤勉手当の勤務期間における欠勤等日数の取り扱いについては、育児休業と介護時間及び部分休業の取り扱いを定めるものでございます。育児休業の欠勤等日数の取り扱いについては、育児休業の承認期間が 1 カ月以下である場合は、当該期間を欠勤等の期間から除くことを定めるものでございます。

次に、介護時間及び部分休業の欠勤等日数の取り扱いについては、勤務時間の算定に当たり、7 時間 45 分につき 1 日と換算し、30 日を超える場合は、その勤務しなかった期間を欠勤等日数とするものでございます。

なお、本規則の施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第 14 号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

○南教育長 続きまして、第 14 号議案「学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」についてです。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 14 号議案、学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正において、介護時間を導入したことに伴い、規定を整備するものでございます。

改正内容は、介護時間の出勤簿表示を、別表中第 35 号として追加するものでございます。

その他の改正につきましては、条項を追加したことに伴い、条項の繰り下げを行うものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第3 報告事項

#### (1) 平成29年2月定例議会の審議概要について

○南教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項(1)「平成29年2月定例議会の審議概要について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号に基づきまして、29年2月定例議会の審議概要について、ご報告申し上げます。

まず一般質問ですけれど、資料にありますとおり、6名の方から今回も質問をいただいております。子どもの貧困対策ですとか、29年度の予算など、多岐にわたった内容の質問をいただいて、回答を付しているところでございます。

それから、文教委員会につきましては、2月28日に開催されました。今回は報告事項が4件でございまして、資料にはございませんが、1つ目が保育園の給食調理の委託事業者の選定結果、2つ目が指定文化財の指定について、3点目が29年度の学校の給食調理業務の委託事業者について、4点目が学校選択制度の実施に伴う29年度了知書の回答状況についてということで、本日の資料の第3号の途中経過的な報告でございました。今回、報告事項は割と少なかったのですけれど、この資料の一般質問の後についております請願事項でかなり議論がなされたところでございます。

具体的に請願ですが、3件出まして、3件採択されました。1つ目が受理第24号で、学校図書館への人的支援のさらなる拡充に関する請願ということで、こちらにつきましては現在、週4日、学校図書館に、図書館のほうから司書を派遣しているのですが、これを5日に拡充してくださいという請願でございます。これが採択されました。

それから、受理第 25 号でございますが、特別支援教育における個別指導計画作成に関する請願ということでございまして、全ての区立学校で個別指導計画を計画的、組織的に作成し、新学期の始まりに間に合うように配付するスタンダードなスケジュールを教育委員会で示し、学校で実行してくださいという趣旨の請願でございました。

3 点目が受理第 26 号で、根津・千駄木地域の中学校への特別支援学級設置に関する請願ということで、平成 30 年の開設に向けて、根津・千駄木地域の児童が通う区立中学校に、固定制の特別支援学級を設置してくださいという請願です。

この 3 件が採択されましたので、教育委員会として検討して、次の 6 月定例議会に検討結果を報告することになっております。検討がしきれない場合もありますが、基本的に 5 月の教育委員会で検討結果についてはまたご報告するようになると思います。

資料第 1 号につきましては以上でございます。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 請願の扱いというのは、普通どういうふうになされていくのかをもう少し説明していただきたいのです。このような請願ができる。例えば特別支援学級設置というのが出ますね。教育委員会で必要となると、その年の計画として、もうすぐ実現していくような形になるのですか。

○教育総務課長 請願事項としては、平成 30 年度に向けてという請願が採択されたということで、この請願が通ったから、必ずこれを実行しなければいけないという法的拘束力はないのですけれども、請願が採択されたという趣旨、議会で通ったという趣旨は、ある程度尊重する必要があると思います。

ただ、30 年度に設置してくださいとか言われましても、物理的に無理な場合もございますので、そういったところを踏まえて、検討結果として議会に返すといった形になります。

○坪井委員 学校図書館への人的支援についても、予算措置が講じられないから、翌年度以降みたいな、そういう形になるのでしょうか。

○教育総務課長 おっしゃるとおり、予算措置が必要なものについて、今回請願が採択されたからといまして、29 年度には当然予算がございませんで、実施できませんので、最短で 30 年度からというような形にはなろうかと思えます。

○坪井委員 2 番目の請願のような、個別指導計画案など、予算を伴わないものに関してはどうなるのですか。

○教育指導課長 この請願の前提として、個別指導計画については、どの学校でもつくってござい

ます。ただ、配付は、4月なら4月の始まったときには配るよというよなの、このスタンダードな計画というところに含まれています。現状としては、そのような形でやっている学校もあれば、個別指導計画は既につくってあるけれども、4月に入って、子どもの実態を教員がしっかり見きわめて、保護者とやりとりをして、決定版を4月の後半、連休前あたりにという流れもあり、そのあたり、学校によって、実態によって違うところもあるのですけれども、そういうことについて議論がされて、採択されたということです。ですので、現時点でもやっている部分を、より一層保護者と連携しながら丁寧にやっていくという部分については、既に学校のほうにも伝え、できるところからはもう4月から進めていければというふうに思います。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

## (2) 平成28年度文京区区政功労表彰受賞者について

○南教育長 報告事項(2)「平成28年度文京区区政功労表彰受賞者について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第2号に基づきまして、28年度の文京区区政功労表彰受賞者一覧表について、ご説明いたします。

こちらにつきましては教育委員会の関係の方々について、28年度、記載の16名の方が表彰されたというものでございます。3月15日に区政功労の表彰式がございまして、それぞれの皆様方に表彰状が授与されたところでございます。報告は以上でございます。

○南委員長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

## (3) 奨学資金に対する寄付の受領について

○南教育長 続きまして、報告事項(3)「奨学資金に対する寄付の受領について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 資料はございませんけれど、奨学資金に対する寄付がございましたので、ご報告いたします。

湯島天満宮で行われております梅まつり実行委員会から30万円の寄付がございました。今回で31回目ということで、毎年おおむね30万円ずつご寄付をいただいているところでございます。この団体からは累計で980万円の寄附をいただいた形になっております。報告は以上でございます。

○南委員長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○清水委員 湯島天満宮はどのような形で利益を得ているのですか。おさい銭であるとか、いろいろあると思うのですけど。

○教育総務課長 これは区の教育委員会の共催事業ではございませんので、詳細はいただいていないところですが、お祭りをやることによって、そういったおさい銭もございまして、また梅を見に来られる方が買い物などをされて、そういった収入等もあって、それらの中から、こちらに30万円寄付いただいているという形になっていると思います。たしか近隣の上野のデパートなども梅まつの協賛企業になっておまして、かなり幅広いお店なども協賛されておますので、そういったところからも配分されてくるのではないかと思います。

○南委員 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### (4)「学校選択制度」の実施に伴う平成29年度了知書の回答状況について

○南教育長 報告事項(4)「『学校選択制度』の実施に伴う平成29年度了知書の回答状況について」です。説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料第3号に基づきまして、「学校選択制度」の実施に伴う平成29年度了知書の回答状況について、ご報告申し上げます。

こちらにつきましては、3月13日現在の了知書の回答状況となっております。左の縦軸に学校名、横軸に受け入れ可能数等々書いておまして、真ん中の了知書回答数についての報告でございます。

この了知書につきましては、それぞれの希望校選択、また抽選の結果に基づいて、就学通知書を、教育委員会のほうからそれぞれ保護者の方に送付させていただいておまして、それを受けて、例えば第一中学校の就学通知書をもって、第一中学校に入学しますという了知書というものを戻してもらおうのですけれども、その戻ってきた件数を記載しているところでございます。第一中学校42人、第三中学校52人、以下、記載のとおりでございます、合計642人の方から了知書が返ってきております。

なお、まだ3月13日現在ということでございまして、現時点では今幾つか回答が来ているところではございます。

我々学務課の見立てといたしましては、ここからプラス20ないし30人ぐらいの積み上げがあるものと考えております。

○南委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 昨年とか一昨年とかの傾向から見たら、子どもの数は増えているのか、減っているのか、ちょっと教えてください。

○学務課長 いわゆる子どもの学齢数についてはちょっと増加傾向にあるのですが、区立中の入学傾向につきましてはほぼ横ばいというところがございます。

例えば1年前の平成28年度の中1の新入学でいきますと、全部で667人のお子さんが入ってきております。またその前の年ですと、若干少ないというような形になっていたりします。今年、今のところ642人ですが、先ほどの説明のとおり、あと大体20から30人ぐらい入ってくるという見立てをしているところでございます。そう考えますと、昨年とほぼ同様の傾向という形で、学齢数の約半数は、やはり区立以外のところに行ってしまうという状況が続いていますので、その傾向は、大きな動きとかブレというのは、今のところないような状況と認識しております。

○坪井委員 私の記憶では、たしか文林などはとても危機感を持っていたと思うのですが、文林で英語のことをやったりしていましたね。その成果は出ているのですか。数字的にどうなんですか。

○学務課長 英語については27年から始めているところでございます。ここ数年の動きでいきますと、平成26年度入学がすごく少ないというときがありまして、27年度は増えたというところがございます。昨年、28年度はちょっと少なかったというところがあって、ただ、今年、29年度は、昨年の倍ぐらい来ているというのがあるので、なかなかこの辺はいろいろな要素があるのかなと思います。

やはり中学校の選択という形になりますと、学校の特色というのもあるのですが、例えばお友達同士で、仲のよいお友達がこっちへ行きそうだから、私もこっちへ行こうかなとか、部活を一緒にやりたいからこっちへ行こうかなとか、そういうものもあったりするので、ここ何年か見ている限りですと、その年々の状況によって結構な動きというのがあるのかなという感じはしております。

ただ、英語についてもすごく好評という形でお話は伺っておりますので、そういったものについても成果は出ているのかなと思っております。

○小川委員 入学予定者は(A) + (B)になっていて、現在、区域外就学申請者数(B)はゼロなんですけど、これは今年度は全部ゼロだということでしょうか。

○学務課長 昨年の段階ですと、この時点で4人ぐらい区域外就学、ほかの区から受け入れているというの出ていたのですが、今年は申請の件数が少ないというのがあります。これは13日

現在で、今のところゼロですけれども、つい先日やっと1件来たというのがありまして、ここから1人増える予定という形にはなっておりますが、基本的に区域外就学は、あくまで例外的な扱いとなっておりますので、件数的には非常に少ないというのが実態でございます。

○南教育長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 第4 その他の事項

○南教育長 以上、用意した案件は全てです。そのほか、何かございますでしょうか。

「閉 会」

○南教育長 それでは、第3回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(14:37)

平成 29 年 3 月 22 日

議事録署名人

教育長

委員